

『保険者番号辞書』仕様書
(第26版)

令和8年4月

保健医療福祉情報システム工業会
医事コンピュータ部会

株式会社 社会保険研究所

目 次

1. 開発目的と特色	1
2. ファイルレイアウト	
(1) 保険者マスターファイル	3
(2) 分割記号部ファイル	4
(3) 県コードファイル	4
(4) 法別区分ファイル	5
3. 項目内容に関する補足説明	
(1) 保険者番号等の設定について	6
(2) 保険者の名称	6
(3) 介護保険の広域連合等保険者の番号	6
(4) 市町村国保（法別区分300）及び国保組合（法別区分301）の被保険者証記号番号	6
(5) 異動情報	6
(6) 備考	7
(7) 廃止、消滅等の保険者	7
4. 外字処理等及び分割の例示	
(1) 外字処理等（保険者マスター、分割記号部）	7
(2) 「、」又は「／」で分割した分割記号部ファイルの事例	8
5. 辞書データの提供時期と方法	
(1) データ仕様	8
(2) 差分辞書	9
(3) 問い合わせ	9
(4) 全件辞書、差分辞書のファイル名	9

1. 開発目的と特色

被保険者証（組合員証、受給者証）記載の正確な保険者番号、記号番号をレセプトに記入することは医療機関にとって初歩的ではあるが、極めて重要な作業である。

支払基金の資料（令和元年度）によれば、資格関係誤りで返戻されるレセプトの発生は年間192万件、全レセプト件数の0.17%に達している。中でも、「記号番号」誤りを理由とする返戻の割合は、資格関係誤り・返戻レセプトの10.1%を占めている。

本辞書は、これらの趣旨を踏まえ医療機関窓口での資格確認やレセプト監査を行う際の支援ツールとして開発した。

本辞書の特色は、①社会保険、市町村国保の保険者番号に併せて、被保険者証の記号を収載していること、②保険者統廃合、市町村合併、独立行政法人化に伴う名称、保険者番号、記号、住所等、直近の異動情報を取りまとめていること、③「被保険者証記号番号」欄の記号を分割し、「分割記号部ファイル」として独立させたことである。さらに、④制度改正（移行・変更）がある場合は、経過措置として従来の法別区分を、当面、そのまま残すこととしている。

社会保険、市町村国保については、保険者の番号、記号、住所、電話番号、異動情報を、介護保険については広域連合も含み、番号、住所、電話番号、異動情報を、また、公費負担医療の実施機関については、27の法別にわたり公費負担者番号（実施機関コード）、異動情報を網羅している。

これらについては、できる限りタイムリーな情報提供に努めているが、官報等で公示される以外の情報については保険者個別の調査が必要となるなど、情報提供の時期が多少遅くなる場合があることを、予めご了承願いたい。

なお、本辞書は、毎年4回の全件辞書（及び差分辞書）の提供を行うものとする。また、保険者に重要な異動情報が生じたときは、上記回数にかかわらず必要に応じ提供するものとする。

2. ファイルレイアウト

本辞書は、①保険者マスターファイル、②分割記号部ファイル、③県コードファイル、及び④法別区分ファイルで構成され、データはタブ区切りテキスト形式で提供される。

なお、各ファイルとも先頭レコードは、「項目名の見出しレコード」となっている。

また③は、制度変更等がない限り基本的に変更がないものと考えられる固定的ファイルである。

④は、以下のとおり法別の追加、組み替えが行われ、レコード件数が本辞書初版時（平成16年6月）の34件から50件に変更された。

【社会保険制度】

- ・老人保健制度の廃止に伴う平成20年4月1日施行の高齢者の医療の確保に関する法律による「後期高齢者医療制度」による法別の追加
- ・平成18年法律第83号「健康保険法等の一部を改正する法律」の一部が平成20年10月1日に施行され、政府管掌健康保険について国とは切り離れた新たな保険者である全国健康保険協会が設立され、「全国健康保険協会管掌健康保険」への移行
- ・平成19年法律第30号「雇用保険法等の一部を改正する法律」の一部が平成22年1月1日に施行され、船員保険を全国健康保険協会へ移管

【公費負担医療制度】

- ・平成17年7月15日施行の医療観察法による法別の追加
- ・平成17年12月1日追加実施の水俣等治療による法別の追加
- ・平成18年3月27日施行の石綿救済による法別の追加
- ・平成18年4月1日施行の障害者自立支援法による法別の追加
- ・平成18年10月1日施行の障害者自立支援法（療養介護）、児童福祉法（障害児施設医療）による法別の追加
- ・平成19年4月1日施行の結核予防法廃止に伴う感染症法への統合
- ・平成20年4月1日施行の「特定中国残留邦人等に係る医療・介護支援給付」、「肝炎治療特別促進事業」による法別の追加
- ・平成24年1月13日施行（平成24年4月診療分から実施）の「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」による法別の追加
- ・平成24年4月1日施行の児童福祉法の一部改正により、肢体不自由児通所医療及び障害児入

所医療の給付に係る公費負担者番号の改正

- ・平成25年4月1日施行の地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布により、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」という。）に改正（題名変更）
- ・平成25年4月1日施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正により、自立支援医療（育成医療）の給付に係る公費負担者番号の改正
- ・平成25年4月1日施行の母子保健法の一部改正により、養育医療の給付に係る公費負担者番号の改正
- ・平成25年4月1日適用の児童福祉法の規定に基づく療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いの変更による公費負担者番号の改正
- ・平成26年10月1日施行の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律により、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正（題名変更）
- ・平成27年1月1日施行（平成27年1月診療分から実施）の「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付」による法別の追加
- ・平成27年1月1日施行（平成27年1月診療分から実施）の児童福祉法の一部を改正する法律により、小児慢性特定疾病医療費について公平で安定的な医療費助成の仕組みが構築され、これに伴い小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号の改正（平成27年1月30日雇児母発0130第1号、平成29年12月21日健難発1221第1号）
- ・平成27年7月1日適用の「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正により実施機関番号の改正（平成27年5月13日健疾発0513第2号、平成29年12月21日健難発1221第5号）
- ・平成30年12月1日施行の「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」による公費負担者番号の追加（平成30年11月9日健発1109第7号）
- ・令和2年4月1日施行の「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査に係る費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」による公費負担者番号の追加（令和2年3月25日保医発0325第9号）
 - ※ 令和2年5月13日保医発0513第2号により、令和2年3月25日保医発0325第9号は廃止
- ・令和2年5月1日施行の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」による公費負担者番号の追加（令和2年4月30日保医発0430第4号）
 - ※ 令和5年3月20日保医発0320第1号により、令和2年4月30日保医発0430第4号は廃止
- ・令和2年5月1日施行の「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」による公費負担者番号の追加（令和2年5月13日保医発0513第2号）
 - ※ 令和5年3月20日保医発0320第1号により、令和2年5月13日保医発0513第2号は廃止
- ・令和5年5月8日施行の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」による公費負担者番号の追加（令和5年3月20日保医発0320第1号）
 - ※1 令和5年9月28日保医発0928第1号により、令和5年3月20日保医発0320第1号は廃止になったが、公費負担者番号は継続
 - ※2 令和6年3月5日医療課事務連絡により、令和5年9月28日保医発0928第1号は廃止

(1) 保険者マスターファイル

No.	項目名	項目の内容	文字数 (桁数)	データの形式
1	名 称	保険者・公費負担者名称 ※	全角、可変	テキスト (漢字、かな、カナ、英数)
2	名 称 カ ナ	保険者・公費負担者名称のヨミ ※	半角、可変	テキスト (カナ、数字、記号)
3	法 別 区 分	独自設定の法別区分コード	半角3桁	テキスト (数字)
4	県 コー ド	都道府県コード	半角2桁	テキスト (数字)
5	保 険 者 番 号	保険者・公費負担者番号 (コード)	半角4~8桁	テキスト (数字)
6	被 保 険 者 証 記 号 番 号	被保険者証、組合員証、受給者証の記号番号 (市町村国保及び国保組合については、記号と番号の識別区切りに「〒」(円)を区切り文字として使用)、一部保険者空白 (不明の場合)。公費は全て空白。	全角、可変	テキスト・メモ形式 (漢字、かな、カナ、英数、記号)
7	給付割合組合員	国保組合の組合員給付割合	半角1桁	テキスト (数字)
8	給付割合家族	国保組合の家族給付割合	半角1桁	テキスト (数字)
9	郵 便 番 号	郵便番号 (例: 123-1234)	半角8桁	テキスト (数字、記号)
10	住 所 1	住所の番地まで (都道府県名は省略)	全角、可変	テキスト (漢字、かな、カナ、英数、記号)
11	住 所 2	住所のビル名等 (階数は省略)	全角、可変	テキスト (漢字、かな、カナ、英数、記号)
12	電 話 番 号	電話番号 (例: 03-1234-1234)	半角12桁	テキスト (数字、記号)
13	異 動 日	異動年月日 (例: 2026/04/01) 基本的に異動実施日	半角10桁	日付 (西暦)
14	異 動 フ ラ グ	保険者番号削除・廃止・消滅・解散: 1 保険者番号追加・新設: 2 保険者番号以外の項目の変更: 3	半角1桁	テキスト (数字)
15	備 考	異動フラグの内容、及び廃止、新設、変更 に関連する情報	全角、可変	テキスト・メモ形式 (漢字、かな、カナ、英数、記号)

○囲みの特殊文字については、当該文字を () で囲んだデータとしている。詳細については、「4. 外字処理等及び分割の例示」を参照のこと。

※ 平成30年4月より都道府県も国民健康保険の保険者となったが、資格を管理(被保険者証等の発行)するのは引き続き市町村の役割である。なお、被保険者証の記載事項における「保険者名」が「交付者名」に変更になったため、市町村国保については、交付者名称とする。

(2) 分割記号部ファイル

No.	項目名	項目の内容	文字数(桁数)	文字、データの内容
1	法別区分	マスターと同一	半角3桁	テキスト(数字)
2	県コード	マスターと同一	半角2桁	テキスト(数字)
3	保険者番号	マスターと同一	半角4～8桁	テキスト(数字)
4	分割記号	分割された記号 (又は空白)	全角、可変	テキスト・メモ形式 (漢字、かな、カナ、英数、記号)

「法別区分+県コード+保険者番号」の組合せをユニークキーとして、複数のデータからなるマスターの被保険者証記号番号の「記号」を細分化し、レコード分割を行っている。すなわち、同一の「法別区分+県コード+保険者番号」の組合せに対し、分割された「記号」の数だけレコードが作成される。(保険者番号には重複があるので、単独ではユニークキーとはならない。)なお、記号無し(記号と番号が一体となっているもの)の場合には「*」のレコードが1件作成される。また、公費負担者及び介護保険の記号はないので、分割記号部ファイルに公費負担者、介護保険のレコードは存在しない。

(3) 県コードファイル

No.	県コード	都道府県名	No.	県コード	都道府県名	No.	県コード	都道府県名
1	01	北海道	33	33	岡山県	64	67	石川県
2	02	青森県	34	34	広島県	65	68	福井県
3	03	岩手県	35	35	山口県	66	69	山梨県
4	04	宮城県	36	36	徳島県	67	70	長野県
5	05	秋田県	37	37	香川県	68	71	岐阜県
6	06	山形県	38	38	愛媛県	69	72	静岡県
7	07	福島県	39	39	高知県	70	73	愛知県
8	08	茨城県	40	40	福岡県	71	74	三重県
9	09	栃木県	41	41	佐賀県	72	75	滋賀県
10	10	群馬県	42	42	長崎県	73	76	京都府
11	11	埼玉県	43	43	熊本県	74	77	大阪府
12	12	千葉県	44	44	大分県	75	78	兵庫県
13	13	東京都	45	45	宮崎県	76	79	奈良県
14	14	神奈川県	46	46	鹿児島県	77	80	和歌山県
15	15	新潟県	47	47	沖縄県	78	81	鳥取県
16	16	富山県	48	51	北海道	79	82	島根県
17	17	石川県	49	52	青森県	80	83	岡山県
18	18	福井県	50	53	岩手県	81	84	広島県
19	19	山梨県	51	54	宮城県	82	85	山口県
20	20	長野県	52	55	秋田県	83	86	徳島県
21	21	岐阜県	53	56	山形県	84	87	香川県
22	22	静岡県	54	57	福島県	85	88	愛媛県
23	23	愛知県	55	58	茨城県	86	89	高知県
24	24	三重県	56	59	栃木県	87	90	福岡県
25	25	滋賀県	57	60	群馬県	88	91	佐賀県
26	26	京都府	58	61	埼玉県	89	92	長崎県
27	27	大阪府	59	62	千葉県	90	93	熊本県
28	28	兵庫県	60	63	東京都	91	94	大分県
29	29	奈良県	61	64	神奈川県	92	95	宮崎県
30	30	和歌山県	62	65	新潟県	93	96	鹿児島県
31	31	鳥取県	63	66	富山県	94	97	沖縄県
32	32	島根県						

(4) 法別区分ファイル

No.	区分名称(独自設定略称)	法別区分(独自コード)	通知による区分	通知による法別番号
1	船員保険	102	船員保険	02
2	日雇特例(一般療養)	103	日雇特例被保険者の保険(一般療養、特別療養費)	03
3	日雇特例(特別療養)	104		04
4	健保組合	206	組合管掌健康保険	06
5	特定健保組合	263	特定健康保険組合	63
6	共済組合	231	共済組合	31~34
7	自衛官等	207	自衛官等の療養の給付	07
8	市町村国保	300	市町村・国民健康保険	
9	国保組合	301	国民健康保険組合	
10	感染症(結核適正医療)	410	感染症予防・医療法(結核患者の適正医療、結核患者の入院)	10
11	感染症(結核入院)	411		11
12	生活保護	412	生活保護法による医療扶助	12
13	戦傷病者(療養の給付)	413	戦傷病者特別援護法(療養の給付、更生医療)	13
14	戦傷病者(更生医療)	414		14
15	自立支援(更生)	415	障害者総合支援法(更生医療)	15
16	自立支援(育成)	416	障害者総合支援法(育成医療)	16
17	児童福祉(療育の給付)	417	児童福祉法(療育の給付)	17
18	原爆医療(認定疾病)	418	原爆援護法(認定疾病医療、一般疾病医療費)	18
19	原爆医療(一般疾病)	419		19
20	精神保健(措置入院)	420	精神保健福祉法(措置入院)	20
21	自立支援(精神通院)	421	障害者総合支援法(精神通院医療)	21
22	麻薬取締	422	麻薬及び向精神薬取締法(入院措置)	22
23	母子保健	423	母子保健法による養育医療	23
24	感染症(一類等)	428	感染症予防・医療法(一類感染症等の入院、新感染症の入院)	28
25	感染症(新感染症)	429		29
26	特定疾患	449	特定疾患治療研究事業	51
27	先天性障害	451	先天性血液凝固因子障害等	51
28	児童福祉(措置等医療)	453	児童福祉法の措置等医療給付	53
29	介護保険	500	介護保険法	
30	医療観察	430	医療観察法	30
31	水俣等治療	448	水俣病、有機ヒ素、メチル水銀等治療	51
32	石綿救済	466	石綿による健康被害救済等の法律	66
33	自立支援(療養介護)	424	障害者総合支援法(療養介護医療)	24
34	児童福祉(障害児医療)	479	児童福祉法(肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療)	79
35	後期高齢者医療	339	高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付	39
36	肝炎医療	438	肝炎治療特別促進事業	38
37	肝がん等医療	439	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	
38	中国残留邦人等	425	特定中国残留邦人等の医療・介護支援給付	25
39	協会健保	101	全国健康保険協会管掌健康保険(日雇特例を除く)	01
40	特定B型肝炎	462	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給	62
41	小児慢性(実施機関番号800番台)	456	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援(法第19条の2関係)	52
42	小児慢性(実施機関番号700番台)	457		
43	難病(実施機関番号501)	454	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療(法第5条関係)	54
44	難病(実施機関番号601及び700番台)	455		
45	難病(実施機関番号602及び800番台)	458		

※1 本辞書では、太野の左欄を、略称つき法別区分ファイルとして使用している。

※2 廃止(異動フラグ=1)となった法別区分については、1年程度残して提供する。

3. 項目内容に関する補足説明

(1) 保険者番号等の設定について

保険者、公費負担者の番号は、通知「保険者番号等の設定について」（昭和51年8月7日、保発45・庁保発34、最終改正令和3年3月31日、保発0331第4号）に基づき設定されている。

本辞書に搭載した保険者、公費負担者に関しては、市町村国保（法別区分300）、国保組合（法別区分301）及び介護保険（法別区分500）6桁、その他の社会保険（後期高齢者医療、協会健保等）及び公費負担者は全て8桁である。また、番号（コード）の末尾1桁がチェックデジットになっている。

(2) 保険者の名称

本辞書を住所録として利用する際の保険者名称の的確さをはかるため、平成18年10月提供版より、健保組合（法別区分206）、特定健保組合（法別区分263）、共済組合（法別区分231）及び国保組合（法別区分301）の保険者名称に、それぞれ「健保組合」、「健保組合（特定無し）」、「共済組合」及び「国保組合」を添えることとし、名称表記を変更する。

ただし、名称カナは変更せず現状のままとする。

もちろん、それらの追加された情報が不要な場合は削除して使用することに問題はない。

例示 1 06010029 日本製鋼所室蘭支部 → 日本製鋼所健保組合室蘭支部

例示 2 63040331 民間放送北海道・東北支部 → 民間放送健保組合北海道・東北支部

例示 3 31010168 防衛省札幌支部 → 防衛省共済組合札幌支部

例示 4 013011 北海道歯科医師 → 北海道歯科医師国保組合

(3) 介護保険の広域連合等保険者の番号

政令市、広域連合等の保険者の中には、「区」、「町村」が政令市、広域連合等の保険者番号とは異なる被保険者証記載の保険者番号を持っている場合がある。

その場合には、それぞれの番号をレコードとして搭載するとともに、名称表記で特殊処理「〔 〕 囲み」を行っている。

例示 1 札幌市 011007

札幌市〔中央区〕 011015（札幌市中央区の番号）

例示 2 日高中部広域連合（広域連合等） 018010

日高中部広域連合〔新冠町〕 016048（日高中部広域連合内の新冠町の番号）

(4) 市町村国保（法別区分300）及び国保組合（法別区分301）の被保険者証記号番号

被保険者証記号番号については、記号と番号の識別区切りに「¥」（円）を区切り文字として使用している。

(5) 異動情報

保険者、公費負担者の異動情報は、異動日、異動フラグ、備考の3項目で示す。

異動情報の基準は、保険者番号を主体とし、保険者番号の削除・廃止・消滅・解散の異動フラグ=1、保険者番号の追加・新設の異動フラグ=2が設定されている。たとえば、健保組合の解散は異動フラグ=1が設定される。また、健保組合が県をまたがって移転すると、新たな保険者番号が設定され、旧保険者番号に異動フラグ=1、新保険者番号に異動フラグ=2が設定される。ちなみに保険者の名称変更が行われても、保険者番号が変わらない限り異動フラグ=3が設定される。

番号以外の項目の変更は、全て異動フラグ=3を設定し、備考にどの項目（名称、被保険者証記号番号等）が変更されたか、変更内容を示す。ただし、郵便番号、住所1、住所2、電話番号の4項目の変更は、どの1項目であっても、変更内容は「住所等」と設定される。

異動日は、判明する限り異動の実施日を設定しているが、実施日が不明であるときはデータ修正日となる。なお、前回提供辞書から頻繁に複数の項目にわたる変更がなされたときは、直近の変更項目の実施日を表示することとする。たとえば、健保組合において少なからずの保険者が、記号の追加、削除を頻繁に行うので、複数の記号がある場合には、どの記号に異動があったか、またその実施日はいつであるかを、記号ごとに把握することはできない。

(6) 備考

備考では、先頭に直近の異動を表示する。例えば、市町村合併で新たな市がおこされたときは、異動日=2024/04/01、異動フラグ=2だが、直後にその他項目の変更があると、異動日、異動フラグとも変更せざるを得ない。その場合、特に異動フラグ=2の情報は重要であるため、原則として1年程度は備考に「異動日+設置」(例：24/4/1設置)と残しておく。

なお、電話番号がIP電話や携帯電話の場合、規定の文字数(桁数)である半角12桁を超えてしまいうめ、「-」(半角ハイフン)を削除し半角11桁で表示する。

例：123-4567-8912 → 12345678912

(7) 廃止、消滅等の保険者

全件辞書を提供する際、資格確認、レセプト院内監査の便をはかるため、辞書提供日より半年～1年程度以前の異動フラグ=1のレコード(過去データ)も、全件辞書の中に残して提供する。

なお、平成18年10月版より、異動日の表記は原則次の取扱いとする。

例示1 A保険者がB保険者と統合し、令和8年4月1日、C保険者を新設した場合。

A保険者、B保険者の異動日(廃止日) 2026/03/31

C保険者の異動日(設置日) 2026/04/01

例示2 A保険者がB保険者と統合し、令和8年4月1日、B保険者が存続した場合。

A保険者の異動日(廃止日) 2026/03/31(保険者により被保険者証に一定の猶予を持たせる場合もある)

B保険者の異動日(設置日) 空欄(変更無し)。ただし、備考欄に統廃合の異動を可能な限り記載する。

4. 外字処理等及び分割の例示

(1) 外字処理等(保険者マスター、分割記号部)

①外字処理

㊦ → (任)と表記…任意継続

①、②、③の○囲み数字 → (1)、(2)、(3)と表記

なお、保険者マスターファイルにおける被保険者証記号番号欄以外の各項目の外字処理が行われるのは、現状では○囲み数字のみである。

②区切り文字

「、」(読点)及び「/」(斜線)は、表示用区切り表記で、かつ分割のための文字。

「;」(セミコロン)は、表示用区切り表記のための文字。

「¥」(円)は、記号と番号の識別区切りのための文字。(市町村国保及び国保組合のみ)

③特殊処理

「*」(星印)は、被保険者証記載の記号番号の記号無し(記号と番号が一体となっているもの)を表す。

「欠」は欠番を表し、記号の頭に付した「◇」は任意継続の記号を表す。

(2) 「、」又は「/」で分割した分割記号部ファイルの事例

①分割前	分割後 (2レコード)
* / ◇ (任)	* ◇ (任)
②分割前	分割後 (4レコード)
2～3桁数字 (欠880) / ◇50、◇890、◇894	2～3桁数字 (欠880) ◇50 ◇890 ◇894
③分割前	分割後 (1レコード)
都道府県番号・学種・学校記号 (学種はアルファベットA～K)	都道府県番号・学種・学校記号 (学種はアルファベットA～K)
④分割前	分割後 (2レコード)
4桁数字 (欠1901～1907; 1999; 2901～2904; 3901～3905; 3907～3910) / ◇4桁数字	4桁数字 (欠1901～1907; 1999; 2901～2904; 3901～3905; 3907～3910) ◇4桁数字

5. 辞書データの提供時期と方法

保険者の異動はほぼ毎年4月に集中しているが、異動の情報が4月の実施時期に全て明らかにされるわけではない。また最近では、市町村合併、独立行政法人化等の動向に伴い、その他の時期にも大きな異動がある場合がある。

本辞書提供時期は年4回とする。その時期は原則として、①毎年3月1日現在の全件辞書「速報版」及び差分辞書「速報版」を4月末までに提供し、②4月1日現在の全件辞書「確定版」及び差分辞書「確定版」を6月末までに提供する。さらに、③9月1日現在の全件辞書及び差分辞書を10月末までに、④12月1日現在の全件辞書及び差分辞書を1月末までに、提供するものとする。

また、大量の新設・削除の情報が発生するような、保険者に重要な異動情報（大量な保険者の追加・変更・削除が発生した場合等）が生じたときは、上記時期にかかわらず必要に応じ提供するものとする。この不定期な提供を行うときは、予めその旨を事前連絡（1週間程度前）するものとする。

提供方法は、データファイルのアップロード完了について、会員へメールにより通知した後に、各会員がダウンロードすることとする。

(1) データ仕様

各ファイルのレコード件数、ファイルサイズ概略は下表のとおり。

(令和8年4月現在、全件データの参考値)

ファイル名	レコード件数	ファイルサイズ
保険者マスターファイル	25,922件	3.7MB
分割記号部ファイル	17,017件	0.4MB
県コードファイル	94件	2KB
法別区分ファイル	50件	2KB

※ 保険者マスターファイルのレコード件数には、すでに廃止又は消滅しているレコード（廃止予定も含め異動フラグ=1のレコード）2,260件を含む。

※ 項目内の最大文字数は、保険者マスターファイルの「被保険者証記号番号」に、全角778文字のデータが存在する。

(2) 差分辞書

ここでいう差分とは、各項目の個々の差分ではなく、前回提供日以降に異動のあった保険者のレコード全体を指す。なお、異動情報説明欄である「異動日」、「異動フラグ」、「備考」の項目は、差分対象とはしない。

さらに、本辞書の目的上、例えば次のような重要でない（瑣末な）変更、又は変更とみなされない表記修正は、差分の対象としない。

- ①名称：12137865世田谷区世田谷保健福祉センター②
⇒ 世田谷区世田谷保健福祉センター（2）
06010029日本製鋼所室蘭支部 ⇒ 日本製鋼所健保組合室蘭支部
- ②住所1：「・・・1丁目2番3号」 ⇔ 「・・・1-2-3」
「大字、字」の挿入・削除
登記上の住所 ⇔ 「住居表示」の住所
- ③住所2：「ビル名」の挿入・削除
- ④名称カナ：名称のヨミの修正
- ⑤被保険者証記号番号：警察共済の記号、「警神奈」
⇒ 「警・神奈」（中黒「・」の挿入。審査で前者も認められている。）

- ⑥電話番号：市外局番－市内局番の桁修正、「0123-45-6789」 ⇒ 「012-345-6789」

差分辞書では、保険者マスターファイル及び分割記号部ファイルの差分を、全件辞書と同じ形式で提供するので、それら保険者のレコードを差し替えるか、又は、異動フラグ、備考等の異動情報を手がかりにデータ修正をするか、いずれかの方法で修正することが必要となる。

(3) 問い合わせ

問い合わせは、メールにより受付し、メールにより回答を行う。

メールアドレスは以下のとおり。

iji_renmado@jahis.jp：JAHIS医事コン事務局

また、本辞書の不備が見つかったとき、会員会社の独自調査で不明な情報が判明したときは、本辞書の精度を高めるために積極的な情報提供のご協力をお願いしたい。

(4) 全件辞書、差分辞書のファイル名

- ①各辞書のファイル名は以下のとおり

- ・保険者マスターファイル

- 全件辞書：yymmddhoken_all.txt

- 差分辞書：yymmddhoken_sabun.txt

- ・分割記号部ファイル

- 全件辞書：yymmddkigou_all.txt

- 差分辞書：yymmddkigou_sabun.txt

- ・県コードファイル：yymmddken_all.txt

- ・法別区分ファイル：yymmddhoubetu_all.txt

- ※ yymmdd…年月日（例：令和8年4月1日の場合、260401hoken_all.txt）

- ②医事コンピュータ部会から会員へ送付する圧縮ファイル名称は以下のとおり

- ・全件辞書：yymmddjisyo_all.zip（中身は4ファイル）

- ・差分辞書：yymmddjisyo_sabun.zip（中身は2ファイル）

- ※ yymmdd…年月日（例：令和8年4月1日の場合、260401jisyo_all.zip）

以上

仕様書（第1版）	平成16年6月1日	仕様書（第14版）	平成27年1月1日
仕様書（第2版）	平成17年3月1日	仕様書（第15版）	平成27年10月1日
仕様書（第3版）	平成18年1月20日	仕様書（第16版）	平成28年5月1日
仕様書（第4版）	平成18年4月1日	仕様書（第17版）	平成29年5月1日
仕様書（第5版）	平成18年10月1日	仕様書（第18版）	平成30年1月1日
仕様書（第6版）	平成19年4月1日	仕様書（第19版）	平成30年5月1日
仕様書（第7版）	平成20年4月1日	仕様書（第20版）	平成31年1月1日
仕様書（第8版）	平成21年1月1日	仕様書（第21版）	令和2年4月1日
仕様書（第9版）	平成22年4月1日	仕様書（第22版）	令和2年5月1日
仕様書（第10版）	平成23年1月1日	仕様書（第23版）	令和5年4月1日
仕様書（第11版）	平成23年4月1日	仕様書（第24版）	令和5年10月1日
仕様書（第12版）	平成24年4月1日	仕様書（第25版）	令和6年4月1日
仕様書（第13版）	平成25年4月1日	仕様書（第26版）	令和8年5月1日